

令和8年度包括的な支援体制の整備に係る研修業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度包括的な支援体制の整備に係る研修業務

2 業務目的

誰もが役割と生きがいを持ち、支え手・受け手の関係性を超え、地域での生活を構成する幅広い関係者の参画・協働によって持続的発展を目指す地域共生社会を実現するため市町村において包括的な支援体制の整備*が求められている。

そこで、本事業では、包括的支援体制を担う市町村、社会福祉協議会等の民間支援団体の職員を対象に、包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業も含む）に関する研修会を実施し、各市町村が地域の特性に合わせた支援体制整備に取り組むためのノウハウを獲得することを目的とする。

※ 包括的な支援体制の整備とは、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のこと。

3 委託の期間

契約締結日から令和9年3月19日

4 業務の内容

- (1) 研修会の企画
- (2) 研修会の運営
- (3) 会場の予約、支払い
- (4) 講師の手配、謝金（交通費含む）の支払い
- (5) 研修アンケートの作成・取りまとめ
- (6) 研修動画の納品
- (7) その他

5 業務内容の詳細

(1) 研修会の企画

ア 研修内容

「イ 基本方針」に沿って実施内容を提案すること。

※ 最終的な内容は県と相談の上、決定するものとする。

イ 基本方針

- ① 地域共生社会や包括的な支援体制の概要を理解し、研修参加者が所属する各自治体の特徴を踏まえて、包括的な支援体制の整備になぜ取り組む必要があるのかを具体的にイメージでき、研修参加者が「我がこと」として捉えることができるものとする。
- ② 研修の中で他分野の相互理解を図り、多機関・多職種が連携した支援についての理解を深めること。
- ③ 地域住民等や支援関係機関による地域福祉を推進するための仕掛けや、地域住民等との協力も含めた地域づくりや参加支援、アウトリーチの手法を学び、

研修参加者が修了後に実践できるものとする。

- ④ 多様な地域生活課題に対応するため、相談支援と地域住民等との協力も含めた地域づくりを一体的に行うことについての理解を深め、ノウハウの獲得を図ること。
- ⑤ ワークを中心とした研修を行うことによって県内市町村同士のつながりの構築を促し、先進的な事例や他の参加者の取組事例等を参考に、研修参加者が包括的な支援体制の整備に向けて、所属する各自治体で何に取組む必要があるのかということ具体的にイメージできるような内容とすること。

ウ 開催回数

3回以上

エ 開催方法

オンライン又は集合形式の研修

オ 参加者数

延べ200名程度

カ 対象者

市町村職員（主に生活困窮、障害、高齢、こども、地域福祉分野の担当課、その他市町村における包括的な支援体制の整備に関連のある課・室）、市町村社会福祉協議会、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等の相談支援機関の職員、その他関係する民間支援団体職員

キ 開催時期

9月～2月

※ 市町村議会の会期中及び生活保護費の支給日は可能な限り避けること

(参考) 研修内容の例

【1回目（オンライン）】

〈総論〉

地域共生社会に関するこれまでの流れ、自治体が包括的支援体制の整備に取組む必要性と意義、重層的支援体制整備事業の制度化の背景、包括的な相談と地域づくりの関連、国や全国の自治体の最新の動向等について説明を行う。

〈講演・事例発表〉

包括的相談支援や地域づくり、アウトリーチ、多機関協働及び参加支援に関し、高い知見を有する有識者による講演や先進的な取組を行う団体等による事例発表などを行う。

〈講義と演習〉

複雑化・複合化した課題を抱える当事者の特性や支援の手法、社会資源の活用や関係機関と連携した支援の手法及び参加支援の具体的な取組方法などについて理解を深めるとともに、専門性が身に付くよう、講義と演習を行う。特に、先進事例なども交え、研修参加者が所属する各自治体の特徴を踏まえて、なぜ取組む必要があるのか、何に取組む必要があるのかということ具体的にイメージでき、「我がこと」として捉えることができるような内容とする。

〈課題提示〉

受講者が職場に戻り、学んだ内容を実践した上で、2回目の研修につながる気付きや課題等を得るための課題を提示する。

【2回目・3回目（対面・県内2か所で同内容で実施）】

〈1回目の振り返り〉

1回目の研修内容を再度確認する時間を取る。

〈講演・事例発表〉

地域住民との協力も含め、多機関・多職種が連携した支援についての更なる理解促進と相談支援から社会資源を活かした支援方策の検討まで一貫的な支援の実現に向け、より実践的な取組の参考となる有識者や先進団体等による事例発表を行う。

〈講義と演習〉

地域住民との協力も含め、多機関・多職種が連携した支援について、1回目の研修を踏まえ、より応用的・実践的な講義・演習を行う。特に演習では、1回目提示した課題に対する取組結果や得られた気づき・課題等を整理した上で、参加者間での情報共有等を行う。

(2) 研修会の運営

- ア 開催案内・周知、参加者のとりまとめ
- イ 会場の設営、受付、撤去
- ウ 研修会の進行
- エ オンライン機器の操作
- オ 研修会申込者へのサポート

(3) 会場の手配、支払い

- ア 会場の選定、予約
- イ 会場との調整
- ウ 会場費の支払い

(4) 講師の手配、謝金（交通費含む）の支払い

- ア 講師の選定
- イ 講師との調整
- ウ 謝金の支払い

(5) 研修アンケートの作成・取りまとめ

- ア 研修アンケートの作成
- イ 参加者から提出されたアンケートの集計
- ウ 集計結果を県に提出

(6) 研修動画の納品

オンラインで実施した研修については録画し、データを県に納品する。

(7) その他

その他、円滑に研修の運営が行えるように必要な事項に対して取り組むものとする。

5 その他

- (1) 事業の実施に支障が生じるような場合は、随時、県と協議を行い、早急に改善を検討すること。
- (2) 受託者は委託業務の遂行に当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。
- (3) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

- (4) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (5) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。